

## 令和4年度第3回豊山町地域公共交通会議議事録（要旨）

1 開催日時 令和5年3月3日（金）14時～15時15分まで

2 開催場所 豊山町役場3階 会議室3・4

### 3 出席者

#### （1）豊山町地域公共交通会議委員出席者

豊山町長	鈴木 邦尚
あおい交通株式会社代表取締役	松浦 秀則
名鉄バス株式会社運輸本部 主席交通企画官	大野 淳
名古屋市交通局営業本部自動車部管理課主幹	清水 徳幸
(代理 路線計画係長)	山田 晃久)
公益社団法人愛知県バス協会専務理事	小林 裕之
デイジーポテト豊山町障害児者家族の会代表	大野 いつ子
豊山町老人クラブ連合会副会長	浅井 恵子
中部運輸局愛知運輸支局首席運輸企画専門官	山内 三奈
(代理 首席運輸企画専門官)	本田 慎一郎)
あおい交通株式会社運行課長	工藤 彰郎
愛知県尾張建設事務所維持管理課長	吉金 典晃
西枇杷島警察署交通課警部補	上谷 和稔
(代理 交通課長)	大久保 歩)
名古屋大学大学院環境学研究科附属持続的共発展教育研究センター教授	加藤 博和
愛知県都市・交通局交通対策課担当課長	大林 益英
(代理 課長補佐)	江崎 嘉彦)
名古屋市住宅都市局都市計画部交通企画課長	藤井 由佳
(代理 主査)	内藤 祐太)
名古屋タクシー協会専務理事	多田 直紀
三菱重工業株式会社名古屋航空宇宙システム製作所総務部総務第一グループグループ長	小形 浩
小牧市都市政策部都市整備課長	川島 充裕
豊山町産業建設部長	高桑 悟

18名中18名出席

#### （2）事務局

豊山町理事	小瀬 弘英
豊山町産業建設部まちづくり推進課長	下村 友美
豊山町産業建設部まちづくり推進課主事	毛利 文香

## 4 議 題

### 報告事項

- (1) 本町における地域公共交通の現況について
- (2) とよやまタウンバス青山バス停移設について
- (3) 高齢者割引の短期間の試行のアンケート詳細分析結果について
- (4) 愛知県公共交通協議会設置規約について

### 協議事項

- (1) 系統の変更について

### その他

## 5 会議資料

- 資料1 本町における地域公共交通の現況について
- 資料2 とよやまタウンバス青山バス停移設について
- 資料3 高齢者割引の短期間の試行のアンケート詳細分析結果について
- 資料4 愛知県公共交通協議会設置規約について
- 資料5 系統の変更について
- 資料 バス運転者の改善基準告示が改正されます！
- 資料 タクシー・ハイヤー運転者の改善基準告示が改正されます！
- 資料 トラック運転者の改善基準告示が改正されます！
- 資料 第105回土木計画学ワンデイセミナー
- 資料 トークセッション「おでかけを Better に」
- 資料 豊山町公共交通マップ
- 資料 豊山町地域公共交通会議設置要綱

## 6 議事内容

(開 会)

司会 (課長) : 定刻となりましたので、令和4年度第3回豊山町地域公共交通会議を開催します。私は、まちづくり推進課の下村と申します。よろしくお願ひします。

(町長あいさつ)

司会 (課長) : それでは本会議の方に移らせていただきます。初めに、本会議の会長でもあります鈴木町長よりご挨拶を申し上げます。

町 長 : 皆さんこんにちは。年度末の大変お忙しい中、今日はお集まりいただきまして誠にありがとうございます。また平素から交通行政はもとより、町政各般に渡りまして、ご理解とご協力を賜っていますことをこの場を借りて厚く御礼申し上げます。早速ですが、本日は報告事項4点、それから次第が変更になりましたけれども、協議事項を1件追加させていただいております。

いずれにいたしましても、交通事業の円滑な構成あるいは推進のために、引

き続き皆さんの意見をお聞きしながら進めていきたいと思っていますので、よろしくお願ひ申し上げます。本日は忌憚のないご意見を頂戴いたしたいと重ねてお願ひ申し上げまして、開会にあたってのご挨拶をさせていただきます。本日はよろしくお願ひいたします。

司会（課長）： ありがとうございます。続きまして出席者のご紹介をさせていただきます。本日は、名古屋市交通局営業本部自動車部管理課の清水様の代理といたしまして山田様、中部運輸局愛知運輸支局の山内様の代理といたしまして本田様、西枇杷島警察署交通課の上谷様の代理といたしまして大久保様、愛知県都市交通局交通対策課の大林様の代理といたしまして江崎様、名古屋市住宅局都市計画部交通企画課の藤井様の代理といたしまして内藤様にご出席をいただいておりますことをご報告いたします。

（資料の確認）

司会（課長）： それでは本日の資料のご確認をお願ひいたします。  
資料に不足などがありましたら、担当が資料をお持ちしますので挙手にてお知らせ願ひます。

司会（課長）： 議事に入ります前に、本日、愛知運輸支局様から、自動車運転者の改善基準告示のチラシの提供がございましたので、ここでこの資料についてご説明をいただければと思います。よろしくお願ひいたします。

A委員代理： お手元に改善基準告示の改正ということで、3枚チラシリーフレットを配布させていただきました。令和6年4月に交通事業の運転者の労働時間について、改善基準の告示の改正が予定されておりますので、概要を説明させていただきますと思います。

皆様方ご承知おきの通り、バス・タクシー・トラックにつきましては、他の産業に比べて、労働時間が長いにもかかわらず、賃金が安いといった非常に厳しい状況が長きにわたって続いているところでございます。今後はそういった運送事業を将来的に安定的に維持存続させていくためには、やはり他の産業並みに労働時間の短縮や賃金アップを進めていくといったことが、非常に強く求められているところで、今般この労働時間の改正が行われたところです。時間の関係もありますので、骨子の内容は、お配りした資料の裏面に書いてありますので、ご参照いただければと思います。

大きな改正点といたしまして、時間外労働時間、いわゆる残業時間が、年間960時間といった形の上限規制がなされるというところが大きなポイントです。今まで運送事業におきましては、少ないドライバーで、ドライバーさんの時間外労働によって何とかこの仕事が回ってきたところですが、今後においては、時間外労働時間に対して労働基準法で上限がはっきり定められるこ

とになりますので、今まで以上に、運送事業者におかれましては厳しい舵取りが求められているところです。コミュニティバスを含めて、今後の運行につきましては、運送事業者様と連携を密にしながら運行を維持していただければと思っておりますので、ご理解、ご協力をよろしくお願いいたします。以上です。

司会（課長）： ありがとうございます。ご質問などある方はございますか。  
他にご質問などございませんようですので、議事に入りたいと思います。

#### （会議公開）

司会（課長）： 本会議は豊山町地域公共交通会議設置要綱の第5条第5項に、会議は、原則として公開するとございます。会議の議事録などについて、本町のホームページ等で公開させていただきますので、ご承知おきくださるようお願いいたします。

#### （会議成立の確認）

司会（課長）： 本日の会議は、委員の2分の1以上の方（権限の委任を受けた代理者を含む）に出席いただいておりますので、設置要綱第5条第2項の規定により会議は成立しています。では、議題に入ります。設置要綱第5条第4項に会議の議長は、会長がこれにあたりとありますので、以後の進行につきまして、会長よろしくをお願いいたします。

#### （報告事項）

会 長： それでは議事を進めさせていただきます。はじめに報告事項についてでございます。報告事項（1）本町における地域公共交通の現況について、事務局から説明をお願いします。

事務局（課長）： ※ 会議資料1に基づき説明

ここで、各事業者様の方から現在の状況も含め、補足でご説明いただければと思います。よろしくお願いいたします。

B 委 員： 今説明していただいたところの推移で、まだまだコロナ前までには戻っていませんけれども、徐々に徐々に戻りつつあるということと、栄便に関してはほとんど利用がなかったのが、今回廃止させていただきました。

C 委 員： 弊社のルートの路線については西春駅からの路線バスがございしますが、全体の傾向としましては、一般乗合の方については、大体今80%から90%弱のところまでコロナ禍前の数字と比較して戻ってきてはいますが、ご覧の通りこの路線につきましては若干それよりは数字だけ低いです。原因といたしましては、やはり空港にお客様を運んでいる路線ということと、それからやはり三菱

重工様の関連のお客が多いということで、他の路線に比べると若干数字の方が低いかないような感じがしております。

2月、3月についてなんですが、2月の速報値を見ますと、やはり1月よりは数字は良くなってきております。コロナ禍前の数字まで戻りつつあるのですが、弊社の予測としてはコロナ禍前の数字までは割合としては戻らないだろうという予測をしております。

今後数字を見ながら、ただいま運休中の県営名古屋空港線につきましても、お客様からのご要望のお声も上がってきておりますので、再開に向けて進めたいと思っております。事業計画としても再開の方向で進んでおりますので、また再開の際にはご利用いただければと思います。以上でございます。

D委員代理： 現在、コロナ感染症の第8波が収束に向かっておりますが、お客様のご利用状況はその収束の流れとは逆に増えてきているということを感じております。コロナ禍後につきましては、名鉄バス様からもお話があった通り、交通局もコロナ禍前の数値までは戻らないだろうと、概ね9割ぐらいではないかと予測をしているところでございます。

会 長： ありがとうございます。バス事業者さんからの報告を受けましたけれども、報告事項（1）の現状についての報告について、何か委員の皆さんからご質問やご意見がありましたらよろしくお願ひいたします。

E 委員： 先ほど名鉄バスの県営名古屋空港線の再開についてお話があったのですが、利用者側としては選択肢が多い方がとても利用しやすいので、ぜひ再開に向けてお願ひしたいなと思ひます。よろしくお願ひします。

会 長： 住民の方からぜひ名鉄バスさんに再開してほしいと、先ほど名鉄バスさんからそのような説明がありましたけれど、前向きな方向で今検討が進んでいるということで、それに期待をしたいというご意見でした。私も期待したいと思ひますのでよろしくお願ひします。

C 委員： ありがとうございます。社としてもその方向で年度計画の方を立てておりますので、このままコロナが収束していくようであれば、時期を見ながら再開していきたいと思ひます。

会 長： ありがとうございます。他に何かご質問ご意見がありましたらお願ひします。今の報告を受けていると、ちょっとコロナが収まってきても、コロナ前までは戻らないというその状況は一体どこに何があるのかなということ、若干心配しています。経済活動全般に数字が落ちているのか。また、最近ちょっと人口減少が愛知県も続いていますので、その辺りのこととか。影響しているとする、先生何かありますか。

副会長： 大都市だとテレワークが結構影響しているのかなと。東京、例えば東急は、全国の手私鉄の中でも一番悪い状態で、値上げすることになりましたけど、そういう感じで特に大企業はテレワークが普及しています。西春空港線や名古屋空港直行バスにも影響してくるところだと思いますが、出張は減っている状態。あとお年寄りにはコロナの前まで動いておられた方が、感染リスクを怖がって動かない、あるいは回復してきても今度はずっと家にいたことで体が動かなくなっちゃったとかですね。この辺はもう1回外に出てもらって、元気になってもらうということをやっているかきけないと思います。あと、恐縮ながら大学など、学校に来なくてもできる仕組みをたくさん作ったので、通学者も減少しているかなと思います。あと夜のタクシーはだいぶ戻ってきているんですけど、それでもタクシーはまだ影響が非常に大きいと聞いています。

会長： 私もだいぶタクシーの台数が減ったんじゃないかと感じてはいます。やはりフェイストゥフェイスが大事だという考え方も出てきていますから、追々回復していくことを期待したいと思います。ありがとうございます。

他に何かなければ次の報告に移らせていただきます。

(発言なし)

次に報告事項(2)とよやまタウンバス青山バス停移設について、事務局から説明をお願いします。

事務局(課長)： ※ 会議資料2に基づき説明

会長： 何かご質問、ご意見などはございますか。

変更理由は先ほど説明があったですけども、もし何かあおい交通様から補足がありましたら、よろしいですかね。

(発言なし)

ないようですので引き続きまして報告事項(3)高齢者割引の短期間の試行のアンケート詳細分析結果について、事務局から説明をお願いします。

事務局(課長)： ※ 会議資料3に基づき説明

会長： はい。高齢者割引制度のアンケート結果についての報告を受けました。何かお尋ねがありましたらよろしく願いいたします。

(発言なし)

少し補足をさせていただきますと、この試行結果を受けまして、来年度どうするかということですが、もう既に予算で発表させていただいていますけれども、事業者さんともいろいろ相談をさせていただいて、来年は10月の1ヶ月間予定しており、これもまた試行として、現行と同じような仕組みになりますが、実施をして様子を少し見たいなと思っています。今年度はやはり短かった

ということと天候が良くなかったということもありまして、もう一度きちんと把握したい。それからバス事業者さんのご都合もございますので、令和5年度はこのように予定をさせていただいているところをございます。何かご意見、ご質問あったらお願いいたします。

E 委員： 高齢者の方が免許証の返納というのをすごく迷っているような時期で、すごく迷って結局車を選択したという方と、返納しましたという方。返納した方のご意見では、返納してからタウンバスを上手に利用しているというお話を聞きました。町内だと100円で、施設を利用するというところで、週に1、2回利用してます、と言われていました。なかなか難しいことですが、そういう選択でよかったという意見があったので。非常に迷っている方もいらっしゃる、1時間に1本しかないんですが、高齢者の方は時間に余裕があるので上手に利用すればとてもいいことだなと思いました。

会 長： 非常にありがたいご意見をありがとうございます。他に何かご質問ご意見ありましたらお願いします。

F 委員： 障害者の方への乗車券の割引は、名古屋市では福祉乗車券と言って介護者の方も障害のレベルによりますが無料になっていることがあって、私も名古屋に住んでいたのも、やはりすごく利用頻度が高くて、それを持ってヘルパーさんと外出されることがよくありますし、通勤通学に使われています。ただ豊山町の場合、町内だけに限られると出る機会なかなかないと思うんですけども、今回の高齢者の方のようにタウンバスの南北のルートとかを利用させてもらえると、障害のある方たちが外に出るということが可能になると思いますし、高齢の方も同様に、それ以上に、障害のある方たちが社会に出ていくってことの非常に力になっていくので、来年度予算にはもう入らないと思うんですけども、今後一応そういう展望で、試行も含めて考えていただければと思います。お願いします。

会 長： 貴重なご意見ありがとうございます。どうしても障害者の方については、タクシーの補助などの別の制度で補完しているという意識が先行しておりました。非常に貴重なご意見ですので、令和5年度からもできるのであれば、今から検討を進めたいと思いますのでよろしくお願いします。

会 長： 他に何かご質問ご意見ありましたらお願いします。

副 会 長： 名鉄さんとかあおいさんは、障害者割引は本人と介添人それぞれ半額になっているのかと思いますが、タウンバスはどうでしたか。

事務局（課長）： タウンバスも同じです。

副会長： 半額はあり、精神障害者も入っているのですね。愛知県は全国的により早くて、精神障害者の方も半額になるというのがどんどん入っている。一応そこはやっていて、町内は100円じゃなくて50円ということになりますけど、そこが知られてないのかもしれないと思います。

あと町内タウンバスが100円であることと、私自身が今日バスを使ったんですけど、エアポートウォークから名古屋空港の間のバスは100円になっていますが、町民の方は実際利用することはあまりないので、もしかしたら知らないかなという気もしています。私自身はずっとこの会議では、何とかあおいさんも名鉄さんの路線も全部町内100円になるといいなということも、もちろん、その時にはいろいろと町の措置も必要かもしれませんが。そうなれば豊山町のバスはどれでも全部100円で乗れる、障害者の方であったら半額だと、さらに高齢の方はまた何かこれからやっていくかもしれない。

例えば、東浦町の場合だと、1ヶ月の定期券が普通の大人だと2,000円、お年寄りだと1,000円となっているとか、1ヶ月とか3ヶ月間乗り放題みたいなのがまたさらに安いとかね。そういうこともできるんじゃないかと思います。この辺はいろいろと考えながら、豊山町の中だったらこういうふうに使えるというのは、やれたらやっていけるといいなと思っています。名古屋に行くのはまた考えなきゃいけないところがあるので、この実験も見ながら検討して、考えればと思います。以上です。

会長： ありがとうございます。バスの話からずれますが、高齢者のお出かけですね、タクシー協会の方もみえますので、町民の方がよく最近言われるのは、町内の病院に自力で行けない方から、町内の移動だけだと距離が短すぎてタクシーが来てくれない、という話です。これからご高齢者の方などですね、対策として考えなきゃいけないなと思ったりもしています。他に何かご質問ご意見ありましたらお願いします。

G 委員： 今町長から、タクシーのことについて少し触れていただきましたので、せっかくの機会でございますので、少しタクシーの事情についてご説明したいと思います。障害者の方がタクシーを利用されて、近場だからなかなか来ていただけない、確かにそういう事例はあるのかもしれませんが。これは障害をお持ちの方だけでなく、健常者の方でも、タクシーの配車が追いつかない、こういう事例はもう現実でございます。

先ほど冒頭の議事の中で、各公共交通の現状という中で、特にコロナ前の8割前後しか戻ってない、というお話がございましたが、タクシーもまさしくその通りでございます。1番の原因は運転手不足です。そういったことがあって、午前中雨が降ったら名古屋市内でもなかなか配車が追いつかない、こういう事情が実際でございます。そういう中でどうしたらタクシーの配車がスムーズにいくかということを見ると、民間企業が経営するタクシーでは、もはや限界

にあるのかなというのが正直な印象でございます。これはいろんな理由がございます。ドライバーがいないからだという話もありますし、ドライバーを増やして車を増やせばいいじゃんという話もあるんですけども、ここになると今度は法律的な枠組みの中で、現在の台数を増やすことができない、こういう強い縛りもかかっている中で、特にこの名古屋市の周辺地域は、普段からタクシーがいない中でさらにそういう状況が強まっています。タクシーにつきましては、どうしてもお客さんが多いところで営業をします。そういうことからすると、名古屋市周辺の市町のタクシーの配車というのが非常に悪いというご意見は多々受け賜っているところでございます。

それからタクシーの高齢者の割引でございますけれども、70歳以上の本人確認をさせていただいた場合は1割引でございます。障害をお持ちの方についても、障害者割引いわゆる公共割引という形で割引をさせていただいております。これは豊山町さんには直接は関係ございませんが、名古屋市においては65歳以上のマナカのICカードを使っておられる方、この方も1割引というような形で制度を運用させていただいております。これが豊山町さんでどのような形で活用されるのか、またそれらの方向についても、今後検討していければいいのかなとは思っておりますけれども、そもそもタクシーがいないというのが問題だというふうに考えております。

会長： ありがとうございます。タクシー業界の事情を少しお伺いできました。他によろしいでしょうか。

(発言なし)

他にないようですので、次に報告事項(4)愛知県公共交通協議会の設置規約についてということで、ご説明をお願いします。

H委員代理： 愛知県公共交通協議会の設置計画についてご説明させていただきます。お手元の資料4をご覧ください。規約の第2条目的ですけれども、この協議会は、「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」に基づく愛知県の地域公共交通計画の作成および実施と愛知県内の公共交通の活性化及び確保を図ることを目的としております。これは、令和2年11月の「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」の改正により、地方公共団体に対して、地域公共交通計画の策定が努力義務化されたことに伴い、愛知県では来年度、地域公共交通計画の策定を予定しております。この策定をするために、この法律に基づく協議会において協議をする必要がありますので、1月20日に開催した愛知県バス対策協議会におきまして、愛知県バス対策協議会を改組するという形で愛知県公共交通協議会を設置いたしました。

第3条の協議事項をご覧ください。(1)計画の作成及び実施に関すること、これが今申し上げました、来年度策定を予定している愛知県公共交通計画の作成に関する事項です。(2)公共交通の確保維持改善に関することは、従来の愛知県バス対策協議会で協議していた事項となっております。

続きまして第4条の構成につきましては、別表1の委員によって構成するというので別表1記載の通りですが、従来の愛知県バス対策協議会の構成員に活性化再生法で定められた構成員を加えたものとなっております。

第7条のバス対策部会はこれまで愛知県バス対策協議会で行っていました路線の休止や廃止に関する協議を行うための道路運送法に基づく地域協議会として、バス対策部会を置くこととしているものでございます。

第8条の作業部会は、先ほど申しました、計画の作成時に協議を円滑に行うための作業部会というものを設置することができるという事項です。

第9条の小部会は、市町村において地域公共交通会議や活性化再生法に基づく協議会が設置された場合に、県のバス対策部会的小部会とみなして小部会の協議結果をバス対策部会の承認とみなすことができるというものです。豊山町さんで該当する路線はございませんが、市町村合併などで一つの市町村の区域内で運行しているような路線においての休止・廃止の協議ができるというようなものでございます。簡単ではございますがご説明は以上です。

会長： ありがとうございます。ただいまの説明について、委員の皆様からご意見やご質問はありますでしょうか。  
(発言なし)

#### (協議事項)

会長： それでは特にないようですので、報告事項についてはこれで終了とします。  
続きまして、協議事項(1)系統の変更についてということで、今回あおい交通様の豊山幸田・勝川駅前線で系統の変更があるということで、これに関して進めさせていただきたいと思っております。

B 委員： 資料5を見ていただいて、勝川を出て名古屋空港へ行きまして、あいち航空ミュージアムに入って空港エリアから出て三菱重工前を通って豊山幸田で終わるという路線を今までやってきたんですけども、まずは三菱重工さん前と豊山幸田まで乗られる方はほぼゼロで、ほぼ乗っていないということでありまして、それで、三菱重工さん前のあいちミュージアムさんのバス停でほとんどゼロになりますので、お客様を乗せずに豊山幸田の方に走らなければならないんですけども、路線バスの効率的な運行というのがありまして、最終のバス停の1つ手前で乗客がゼロの場合は、終点まで行かなくていいというのがありまして、事業計画にももちろんそれを入れておくんですけども、そういう規定がありまして、最終のバス停まで行く必要がないわけです。お客さんが一人も乗っていないと、そういう規定がありまして、あいち航空ミュージアムでストップしないと、実は三菱重工まで行かなければならない、結局ずっと国道41号に向かって走ってかなきゃいけなくなりまして、効率的な運行のために手前で止まることもできなくて、結局国道41号まで行くと、今度は名古屋空港に戻ってくるのに20分ぐらいかかります。そうすると、休憩時間が取れなくなってしまいまして、昨今の乗務員の休憩時間の問題で、区間ごと10分が最低ですけども、

国道41号まで行ってしまうと戻ってくるのに20分か30分かかりまして、大変運行を組むのが難しくなってしまう。

そこでほとんど乗っておられないという事情なので、あいち空港ミュージアム止まりにすると、そのまま次の空港路線に入れますので、休憩時間が十分確保できます、というような運行スケジュールの組み方の中で、全路線が豊山幸田までいきますと大変なロスになりまして、乗客がほとんど乗ってない路線に関して、これをうちの会社全体がこれをキープすることは非常に難しいということです。ちょっと報告が遅れたのは申し訳ないんですけども、なるべく乗務員の負担を減らそうということで、今回3月26日からあいち航空ミュージアム止まりということにさせていただくということです。

会長： ただいま系統の変更についてということで、あおい交通さんの豊山幸田・勝川駅前線ですね、豊山幸田から勝川へ行く路線はいいですよ。勝川駅前から来たバスについてはあいち航空ミュージアムを終点にして、三菱重工南と豊山幸田のバス停を要するに運行廃止するというご説明です。

このような路線など、バス停のいろんな変更のことについて、私ども公共交通会議の立場としては、協議をするということになってはいますが、これ実際にあおい交通さんがこういったことをされた場合ですね、申し訳ありませんが、手続き上、例えば運輸支局さんとか愛知県さんとはこの変更について何か関わりを持たれているか教えて下さい。例えば届出だとか承認だとか、そういう事項があるかどうか確認できたらと思うんですけども。どうでしょうか。

A委員代理： ただいまご説明のあった変更ですが、系統の変更ということで、運送法上の手続きにつきましては、事前の変更届といった形で、実施の30日前までに届出をしていただければ実施といった形をとらせていただいております。今回につきましても、3月26日実施ということで、2月の中旬頃に変更の運送法上の届出は、あおい交通さんから出されているところでございます。

H委員代理： 補助金の関係の手続きといたしまして、国庫補助の関係と県の補助と両方関わってくるとは思いますけれども、あおい交通さんから、2月の中旬に路線の変更の話の方がございまして、現在、書面協議を関係各所に諮っているところでございます。整えばまた運輸局さんの方に書類の方を提出するという流れになります。

会長： ありがとうございます。愛知県さんその届出をするときに、町として何か関わりが出てくることはございますでしょうかね。

H委員代理： はい。今、書面協議を豊山町さんにもお願いをしております。

会長： はい、わかりました。系統の変更についてはそのような手続きが予定されているということでございます。委員の方で何か他にご質問ご意見があったらお願いいたします。

副会長： まずこの変更そのものについてはよく理解していて、今まで何でやらなかったのか、ぐらいのこと。というのは、皆さん今ちょうど公共交通マップもあるので見ていただいたらわかるんですけど、勝川から来たときには、空港に行くと、空港南があって商工会があって空港の入り口のところで右へ曲がるわけですけど、その手前のところに豊山町社会教育センター前、ここは以前止まらなかったですけど、止まるようになったと。止まらないときは通過しちゃうので、三菱とか役場へ行こうとすると、商工会で降りて、歩いて行かないといけないというところが、社会教育センター前だったら歩くのもかなり短くなりますねと。そうなったときにもうほとんどもう空港、それからあのミュージアムまで行って、戻って重工南だったらほとんど意味がなくて、ただ補助金の絡みがあるとしたらまあそうかなっていうことで、そこは何ら異存ないです。ただ、まず今話聞いていてもおかしいんですけど、地域間幹線から外すことについての書面協議を、変更届出してからしているのがおかしい、逆でしょう。だって書面協議でアウトになったとしてもやめちゃうんでしょ。だったら意味ないじゃないですか。手続き逆ですよ、これ順番がありえない。ましてやここでこういう議論をしなかったら、このことについて豊山町民誰も知らないですよ。今まで行き先が豊山幸田だと書いてあったら、あいち航空ミュージアムになるでしょう。行き先が大きく変わるでしょう。そういうこと何も知らないでやっているんですよ。そんなことこの会議で許していいのかってことですよ。12月ぐらいだったらまだわかるけれど、こんな3月16日の1ヶ月前に知るなんて前代未聞ですよ。こんなことあるのかと。しかも地域間幹線であるのかと。ありえない。だからそういうことを許していいのかと。今さっき協議会をつくるとかありましたけど、協議会作ったってこんなことしていた意味ないでしょ。何をやっているんだって話ですよ。運輸局さんは手続き上そうなのでいいんですけど、だから手続き上の問題がなければだったら許せるかって言ったら、少なくとも豊山町はこの路線について、地域公共交通計画に明記してある路線ですから、計画変更していただかなきゃいけない。当たり前ですよ。そこをないがしろにされるんだったら、この会議なんか意味がないでしょ。はっきり言って、そういうご認識を持ってちゃんとやっていただきたいなということですよ。そんなのがなくって、県が協議会やるとか意味ないでしょ。勝手にやって勝手に路線変えていたら、何やってんだということになるでしょう。そういうのはやめていただきたいな、という話です。何か私が今言ったことで間違いがありますか。法令上だけでいいんだったらこの会議なんかいらなくてことです、県の会議もいない。法令上においてだけじゃ駄目だから、みんなにちゃんと知ってもらわなきゃいけないからこういった会議をやって計画策定してるでしょ。そういうことを軽視するってことはあり得ない。この信頼関係に響きます。

会長： 先生からご指摘いただきましてありがとうございます。私もこの話を聞きま

して、愛知県さんから町の意見が求められるということがありまして、町として意見を持つときに、やっぱり町も意見を言う以上は、この会議をしないと意見がなかなか出せないなという事情ですので、これからですね、こういう事態がある程度わかっているのであれば、事前にその対応スケジュールをきちんと持ってやっていただければ、私どもも非常にありがたいと思っています。それだけ皆さんにご理解をお願いしたいと思います。

A委員代理： 運送法的な手続きはさておきというところで、今回の路線は、地域間幹線路線ということで承認を取られた路線でございます。国、県が補助を出して、皆で路線について維持存続させていくぞという手続きが、6月に出されている路線ですので、やはり性質的にはあおい交通さんの事業者路線はありますけれども、その承認を得られたということはやはり地域全体で協力して存続させていく系統路線といった性質がありますので、やはり自社の判断のみでできる路線ではなくなっているといった形になっております。ですので、あおい交通さんにおかれても、ちょっと厳しい言い方になってしまいますけれども、変更の際は、事前に市町さんや地元等に、早い段階で共有を図っていただいて、決して自社のみの判断で変更することなくやっていただきたいな、というのが運輸局の考え方でございます。

会 長： ありがとうございます。他に何かご意見ご質問あればお願いいたします。

副 会 長： 繰り返しになるんですけど、特に地域間幹線においてこういう扱いするのは非常に困ります。地域間幹線というのは、基本的にこれから3年間やるって決めた路線なんです。それがこんなふうに1ヶ月も経たないときに、その路線が短縮されるとかあってはならないですよ、こんなこと。これ法令上か何か、補助要綱的におかしいでしょう。だったらこんな3ヶ月の見通しなんか出す必要はないじゃないですか。3ヶ月というのはそういうことですよ。これから3年間高校生が通うのにちゃんとその路線があるとそういうことを確約した路線ですよ。だからやめるんだったら、当然このような短縮の場合であったって、そんな1ヶ月前なんてありえないことですよ。さっきも言ったんですけど、この路線が非効率だってことは前からわかっていたこと。それで補助金がもらえないとなったら、本来補助金をもらうために路線をいじるというのがよくないことですけど、そこだって議論できたはずですよ。だったらもっと行先をこういうふうにしたらとか、回り方が回りやすいからそうするとか、そういうことだったと思いますよ。そういうことにこの会議を活用してほしいんですよ。ぜひ、別に豊山町だけの問題じゃなくて、こんなことを許していたら何だってできるとなっちゃうので。愛知県が全体で。あってはなりません。きちんとそこは心していただきたいと思えますね。

会 長： ありがとうございます。この協議事項につきましては、事情等についてはで

すね、多分皆さん十分あおい交通さんの事情はご理解いただけたというふうに私は思っていますけども、事務の進め方として、少し問題だったんじゃないかなというようなご指摘をいただいたと、そういう理解ですので、これから私も周知したいと思いますし、事業者の方々にもご理解とご協力をお願いしたいと思います。

それでは本日予定している報告事項協議事項の全ては終えることができました。議事進行にご協力いただきまして誠にありがとうございます。それでは事務局の方にお返しします。

(その他)

司会(課長)： ありがとうございます。それでは最後にその他に入ります。

委員の皆様からの前にですね、本日、副会長より資料を預かっておりますので、こちらの紹介をお願いできますでしょうか。

副会長：※ 資料 第105回土木計画学ワンデイセミナー に基づき説明

※ 資料 トークセッション「おでかけを Better に」 に基づき説明

司会(課長)： ありがとうございます。その他委員の皆様から何かございますでしょうか。

C 委員： ちょっと蒸し返すようで申し訳ないですけど、先ほどの協議事項ですが、それは協議が整ったということで承認されたということよろしいんですか。これは逆に悪例になってしまうことはないですか。大丈夫でしょうか。ちょっと参考までにお聞きしたいのですが。

会長： 今日ここで協議があり、これから時間があって、それから手続きされるのであれば形式的には全然問題ないです。今日の協議そのものが、変更がいけないかという議論じゃないです。そういう意味から協議自体は基本的に皆さんの賛成反対というのは、全会一致でみんなが了解してこの方向に進むというのがこの場ですので、そういう意味でいくと、悪例にならないためにもこれから気をつけてくださいということを私は申し上げているつもりです。その辺は、これから申請を受け付けられる運輸局さんもそれから愛知県さんもですね、関係があればこれからきちんと把握されるというか、了解されて多分事務を進められると思っていますので、それを期待したいということはどうでしょうか。

副会長： これは私の見解ですけど、これ協議事項になっていますけど、先ほどからもお話あるように、本来法令上協議は必要としないです。ただ、いろんな筋を考えたときに、実際みんな先に聞けば納得する理由だし、ちゃんとやっていただければいいだけのことで、それを検討しているのがおかしいということなので、そういう意味ではあえて事後承諾みたいなことはしない方がいいと個人的には思います。そうであれば別に悪例でもない、別に協議整えていないので。

ただこれからちゃんと正しい順番でやろうねっていうことをきちんと皆で合意をしたということでもいいと思いましたがいかがですか。

C 委員： 逆にそういうことであれば協議事項でなくて、報告に次第を変えた方がすっきりしませんか。事務局さん、会長さんの方で、これでよろしいということであれば、私は異論はございません。

F 委員： この今の件ですけども、結局3月26日から実施されるということになると、町民の方で利用される方がみえたとしたら、そのバス停か何かの表示で知ることにならざるを得ません。3月号の広報ももう出てしまっているし、それ以外に何かお知らせのご予定はありますか。

会 長： 町で広報するということは基本的にないですから、あおい交通さんにお聞きしたいです。

B 委員： できる範囲で、できる手法をとってやっております。ホームページ等々です。

副 会 長： 今日の段階では停留所には何も書いてないので。通常こういうために1ヶ月前だと思えます。

司会（課長）： では他によろしかったでしょうか。  
（発言なし）

（閉会）

司会（課長）： ないようですので、以上をもちまして、令和4年度第3回豊山町地域公共交通会議を閉会いたします。皆様ご協力、ありがとうございました。